

むつ小川原港洋上風力開発株式会社「むつ小川原港洋上風力発電事業環境  
影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年8月19日  
経済産業省  
大臣官房  
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「むつ小川原港洋上風力発電事業環境影響評価方法書」について、むつ小川原港洋上風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 青森県上北郡六ヶ所村  
原動力の種類： 風力（洋上）  
出力： 最大240,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和6年	2月	29日
住民意見の概要等受理	令和6年	5月	7日
青森県知事意見受理	令和6年	8月	6日
経済産業大臣勧告発出	令和6年	8月	19日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、山崎  
電話03-3501-1742（直通）

むつ小川原港洋上風力開発株式会社「むつ小川原港洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺には、既設風力発電所や計画中の風力発電所が多数存在することから、これらの風力発電事業との累積的な影響が懸念される。このため、これら他事業からの必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺には、住居や配慮が特に必要な施設が多数存在していることから、施設の稼働に伴う騒音や風車の影による影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 騒音の調査に当たっては、環境の保全についての配慮が特に必要な施設についても考慮し、調査地点に追加するなど、適切に設定すること。
4. 水の濁りに係る調査に当たっては、流向・流速についても調査を行い、海域への濁水影響の可能性について適切に予測及び評価を行うこと。
5. コウモリ類の調査に当たっては、適切な調査時期及び期間を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 渡り鳥の調査について、ハクチョウ・ガン類の大規模な夜間の渡りやシギ・チドリ類の夜間の渡り及び夜間採餌が行われている可能性があることから、これらの状況を把握した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
7. ケーブルの陸揚げ予定地点周辺の植物群落は、海岸砂丘群落（植生自然度10）であると思われるため、当該エリアを対象実施区域に加えた上で、これら植物等に対する環境への影響について、環境影響評価項目に追加をし、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

8. 計画されている風力発電施設は、規模が大きく、主要な眺望点からの眺望景観に対する配慮が必要と考えられることから、現地調査により各眺望点からの眺望の特性等を把握した上で、適切な手法により客観的な予測及び評価を行うこと。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)